

鳥取縣公報

昭和十七年十月二十三日
第千三百七十八號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - 纖維屑配給統制規則ニ依ル指定……………二頁
 - 臨時牛馬市場開設許可……………二頁
 - 産婆名簿登録訂正者……………二頁
 - 鳥取縣騎馬會定款……………三頁
 - 縣會議員補選選舉……………六頁
- 彙報
 - 衛生上有害器具取締規則の制定に就て……………七頁
 - 青麥増産と耕作上の留意事項……………八頁
 - 國健保制度擴充に方面委員の協力……………二頁
 - 貯金川柳……………二頁
 - 其他……………二頁

告示

◆鳥取縣告示第六百七十八號

纖維屑配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十七年三月三日鳥取縣告示第百二號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年十月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

屑ノ纖維（落綿、リシター、遭難棉、掃帚棉、襪下屑、毛屑、及綿狀屑ヲ除ク）ニ在リテハ

中國東部屑纖維有限會社

故ノ纖維（襪襪、故ノ絲、紐、綱、綱及故綿ヲ含ミ故マニラ麻ヲ除ク）ニ在リテハ

鳥取縣屑物問屋商業組合

故ノ纖維ノ内故マニラ麻ニ在リテハ

山陰故マニラ麻商業組合

00113

鳥取縣告示第六百七十九號

日野郡畜産組合ニ對シ石見、印賀、上菅各臨時牛馬市場左ノ通開
設ノ件昭和十七年十月二十三日付許可セリ

昭和十七年十月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 市場名稱 日野郡畜産組合石見臨時牛馬市場
- 二 位 置 日野郡石見村大字上石見字宮脇 八^{八一}一^三番地
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開場日時 昭和十七年十一月 自十七日 三日間 至十九日
- 五 取扱家畜 牛 馬
- 一 市場名稱 日野郡畜産組合印賀臨時牛馬市場
- 二 位 置 日野郡大宮村大字寶谷字橋詰道下 三^{三四}九^九番地
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開場日時 昭和十七年十一月 自十三日 三日間 至十五日
- 五 取扱家畜 牛 馬

三

- 一 市場名稱 日野郡畜産組合上菅臨時家畜市場
- 二 位 置 日野郡黒坂町大字上菅字荒 一^{一一}八^五番地 神石ノ上ミ道上エ
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開場日時 昭和十七年十二月 自二日 三日間 至四日
- 五 取扱家畜 牛 馬

鳥取縣告示第六百八十號

産婆名簿登錄並訂正者左ノ如シ

昭和十七年十月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 本 籍 鳥取縣岩美郡倉田村大字圓通寺八七番屋敷
 - 住 所 同 上
 - 昭和十七年十月十二日 登錄 竹 内 玉 枝
 - 前住所 入頭郡河原町大字河原二〇ノ一九番地
 - 新住所 鳥取市西品治二四四番地
 - 昭和十七年十月六日付轉住ニ依リ開業地變更ノ爲名簿訂正方出願
 - 同年同月十二日訂正
- 高田 子

00114

鳥取縣告示第六百八十一號

鳥取縣騎道會ハ昭和十七年十月十五日成立シタリ其ノ定款左ノ如

昭和十七年十月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 第一章 總 則
- 鳥取縣騎道會定款
- 第一條 本會ハ騎道精神ヲ作興シ騎乘ノ普及ヲ獎勵スル爲騎道ノ
綜合的統制運営ヲ圖リ之ニ必要ナル經營ヲ行ヒ且騎道及軍馬資
源保護ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
- 第二條 本會ハ國家總動員法ニ基ク馬事團體令ニ依リ設立シタル
馬事組合ニシテ鳥取縣騎道會ト稱ス
- 第三條 本會ノ地區ハ鳥取縣一圓トス
- 第四條 本會ハ事務所ヲ鳥取縣鳥取市ニ置ク
- 第五條 本會ハ騎道關係者ヲ以テ組織スル團體ニシテ地方長官ノ
指定シタルモノヲ以テ組織ス
- 第六條 本會ノ公告ハ事務所ニ揭示シテ之ヲ爲ス
- 第二章 事 業
- 第七條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ
- 一、會員ノ騎道ニ關スル事業ノ統制指導

- 二、少年ノ馬事實習騎乘競技及騎乘行軍等ノ實施又ハ獎勵
- 三、騎道修練ニ必要ナル施設ノ設置又ハ其ノ獎勵
- 四、騎道ニ關スル講習講話會ノ開催並馬事知識普及宣傳ノ爲必
要ナル施設
- 五、乘馬ノ鑿養獎勵並騎乘ニ必要ナル器具飼料等ノ購入ノ斡旋
- 六、騎道ノ振興ニ必要ナル事業ノ經營
- 七、騎道ニ關スル調査及研究
- 八、前各號ニ掲グルモノ、外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事
業
- 第八條 本會ハ會員ノ事業ノ統制ヲ行フ爲統制規程ヲ定ム
- 前項ノ統制規程ノ設定及變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルモノト
ス本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ統制規程ノ定ムル所
ニ依リ過怠金ヲ課ス
- 第三章 役員及職員
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

| | |
|-------|-----|
| 會 長 | 一 人 |
| 副 會 長 | 二 人 |
| 理 事 | 若干人 |
| 監 事 | 若干人 |

- 第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會ノ事務ヲ總理ス

00115

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長ノ定ムル所ニ從ヒ會ノ事務ヲ掌理シ
會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ行フ
理事ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會長ノ定ムル所ニ從ヒ會ノ事務ヲ
分掌ス
監事ハ會ノ業務ヲ監査ス

第十一條 會長副會長理事及監事ハ地方長官之ヲ命ズ

第十二條 會長副會長及理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

第十三條 副會長理事缺ゲタル場合ニ於テ補充セラレタル副會長
理事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十四條 本會ニ理事會ヲ置ク
理事會ハ會長副會長及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第十五條 本會ノ職員ハ會長之ヲ任免ス

第十六條 本會ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ馬事ニ功勞アル者又ハ馬
事ニ關シ學識經驗アル者ノ中ヨリ顧問ヲ推薦スルコトヲ得

顧問ハ本會ノ事業執行上特ニ重要ナル事項ニ關シ本會ノ機務ニ
參與ス

第四章 總 會

第十七條 通常總會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコ
トヲ得

トヲ得

第十八條 總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ少クトモ二週間前ニ會
議ノ目的タル事項日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノト
ス

第十九條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル

第二十條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮ルモノトス

- 一、定款ノ變更
 - 二、第二十三條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法
- 前項第一號ノ定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルモノト
ス

第二十一條 會長ハ毎年總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲ
シテ監査ノ結果ヲ報告セシム

第五章 會 計

第二十二條 本會ハ左ニ掲グル事項ニ付地方長官ノ認可ヲ受クル
モノトス

- 一、收支豫算
- 二、借入金
- 三、債務ノ保證
- 四、不動産ノ取得又ハ處分

第二十三條 本會ノ資産ハ左ニ掲グルモノヨリナル

00116

- 一、第二十四條ノ規定ニ依ル賦課金
- 二、本會ノ所有ニ屬スル財産及之ヨリ生ズル收入
- 三、其ノ他ノ收入

第二十四條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法ハ會長之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依ル賦課徵收方法決定シタルトキハ會長ハ之ヲ地
方長官ニ届出ヅルモノトス其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第二十五條 本會ハ左ニ掲グル事項ニ付使用料手數料又ハ實費ノ
辨償ヲ受クルコトヲ得

- 一、本會ノ管理スル建物其ノ他ノ營造物ノ利用
- 二、登錄調査鑑定及出版

使用料手數料及實費ノ辨償ノ額ハ會長之ヲ定ム

第二十六條 本會ノ保有スル資金ハ日常ノ經費ニ必要ナルモノヲ
除クノ外左ノ方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

- 一、國債證券又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入勸
業債券其ノ他之ニ準ズルモノ
- 二、地方長官ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金

第二十七條 本會事業年度ハ一年トシ毎年四月一日ヨリ翌年三月
三十一日迄トス

第二十八條 本會ハ毎年二月末日迄ニ翌年度ノ收支豫算ヲ定メ地

方長官ニ認可ノ申請ヲ爲スモノトス本會收支豫算ヲ變更セント
スルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス新ニ義務ノ負擔ヲ
爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲サントスルトキ亦同シ

第二十九條 本會ハ每事業年度終了後三月以内ニ地方長官ニ決算
報告書及資金管理狀況報告ヲ爲スモノトス

第六章 雜 則

第三十條 本會ハ事業ノ執行並庶務會計及資産ノ管理ニ關スル規
程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セントスル
トキ亦同シ

第三十一條 本會ハ會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ馬事ニ關ス
ル調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規程ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ
提出スベシ

第三十二條 地方長官ハ馬事ニ關スル事業ノ統制運営上必要アリ
ト認ムルトキハ本會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款
ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス

第三十三條 地方長官ハ本會ニ對シ業務及會計ニ關シ必要ナル命
令ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

地方長官必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告
セシムルコトヲ得ルモノトス

第三十四條 地方長官ハ本會ノ役員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ公益ヲ害シタルトキ又ハ本會ノ事業ノ遂行上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得ルモノトス

第三十五條 本會ハ地方長官ノ命令ニ依リ解散スルモノトス

第三十六條 本會ノ事務所ヲ移轉スルトキ又ハ會長副會長及理事ノ住所ニ變更アリタルトキハ地方長官ニ届出ヲ爲スモノトス

第三十七條 本會ハ農林大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ日本馬事會ノ會員ト爲ルモノトス

◆鳥取縣告示第六百八十二號

縣會議員黒田藤重辭職ニ付補闕選舉ヲ行フ其ノ選舉ヲ行フベキ選舉區投票ヲ行フベキ日時選舉スベキ議員ノ員數左ノ如シ

昭和十七年十月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一、選舉ヲ行フベキ選舉區 入頭郡選舉區
- 一、投票ヲ行フベキ日時 昭和十七年十一月十二日 自午前七時 至午後六時
- 一、選舉スベキ議員ノ員數 一人

◆鳥取縣告示第六百八十三號

昭和十七年十一月執行縣會議員補闕選舉ニ付府縣制第二十三條第一項ノ規定ニ依リ入頭郡選舉長ヲ左ノ通指定セリ

昭和十七年十月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

地方事務官 森 中 豐 治

◆鳥取縣告示第六百八十四號

昭和十七年十一月十二日入頭郡ニ於テ執行ノ府縣制第八條ノ規定ニ依リ選舉ニ於ケル選舉委員ノ數選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及選舉運動ノ費用ノ額左ノ通トス

昭和十七年十月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一、選舉委員ノ定數ハ議員候補者一人ニ付八人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通ジテ二十人)以内
- 一、選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數ハ議員候補者一人一日ニ付十二人以内
- 一、選舉運動ノ費用ノ額ハ議員候補者一人ニ付

00118

金壹千七圓七拾七錢五厘以内

選 舉 告 示

◆選舉告示第二十七號

昭和十七年十一月執行縣會議員補闕選舉ニ付選舉長ノ爲ス告示ハ鳥取縣ニ於テ發行スル鳥取縣公報ニ登載ス但シ鳥取縣公報ニ登載スル暇ナキトキハ選舉會場ノ門戸ニ掲示ス

昭和十七年十月二十三日

縣會議員補闕選舉入頭郡選舉長

地方事務官 森 中 豐 治

正 誤

昭和十七年九月三十日付號外鳥取縣告示第六百四十二號二頁上段別表旅費中「日當二圓五十錢」トアルハ「日額二圓五十錢」同十月十三日付鳥取縣告示第六百六十二號選舉運動費用ノ精算額中支出明細ニ於テ「通信費八〇三・九四、印刷費ナシ」トアルハ「通信費三八〇・九四、印刷費四一・八〇」ノ孰レモ誤

彙 報

衛生上有害器具

取締規則の制定に就て

(衛生課)

今回本縣では縣令第七十二號を以て「衛生上有害器具取締規則」を制定公布し、十月二十日より施行することとなつたのであるが、これは最近青少年の間に近視の蔓延著しき情勢にあるを奇貨とし、近時「近視眼矯正器」「近視眼治療器」等と稱して、一種の眼球壓迫器を販賣する者が續出し、相當の弊害がある事例を認めるので、曩に昭和七年八月鳥取縣令第三十六號を以て公布せられてゐる「有害避妊用器具取締規則施行細則」と合せて一命令として實施することとなつたものである。即ち

- 一、避妊ピン、避妊リング又は之に類する器具
- 二、避妊を目的とする衛生上有害なる器具
- 三、子宮注入器具其の他子宮に挿入する器具

四、眼球を壓迫する方法に依る近視治療用器具
 五、其の他衛生上危害を生ずる虞ある器具にして特に知事の指定するもの

の販賣、授與又は販賣の目的を以て陳列若くは貯蔵することを禁ぜられたのであるが、特に右の三乃至五の物品に關しては、醫療用器具として醫師の用に供する目的の場合に限り、豫め見本を添へて所轄警察署經由知事に届出でて許容されることになつてゐる但しこの際は所要帳簿を備へて整理し、又購入せんとするものは住所・氏名・物品名稱・數量を明記捺印した文書を營業者に提出せねばならぬのであつて、これらの規定に違反したものは五十圓以下の罰金又は科料に處せられ、又住所氏名を詐稱して購入した者は拘留又は科料に處せられる。

麥の増産へ！ 耕作上の留意事項

(農務課)

食糧増産こそは大東亞戰爭を勝ち抜く原動力である。勞力不足食料不足の折柄ではあるが、農家はこれを克服して是非その確保

に全力を盡さなければならぬ。本年の稲作は好天候に恵まれて増収疑ひなく、先般の水害も幸にして本縣には甚しき被害もなくもはや農作の見込は確實に定まつたわけである。これ全く農家各位の懸命の努力の賜物として、洵に感謝に堪へぬ處であるが、次に來るものは今秋時付くべき麥作増産への邁進である。本年本縣は政府から今秋麥類作付面積一萬七千五百七十九町四反、生産數量二十六萬四千七百七十八石の割當を受けて居るのであるから、この割當面積の確保、生産目標達成の爲に、切に農業者諸氏の奮闘を期待する次第である。

さて縣ではこの勞力資材不足に於ける麥増産の方法として、品種の選擇、整地法の改善、早蒔勵行、播種面積の擴大、土入の勵行の五つを留意事項の重點として各位の協力を要請してゐるのであつて、左にこれについて簡単に要領を説明することとする。

(一) 品種の選擇

増産には品種の選擇がまづ第一である。
 品種には氣候、土質、栽培法等に依つて適否が異つて來るので品種の特性を考慮して各地域に適するものを決定せねばならぬ。今本縣農事試驗場本場に於ける調査に基き品種の特性を記すと、

| 種類 | 品種名 | 熟期 | 稈の長短 | 耐雪性 | 銹病の抵抗力 | 倒伏の多寡 | 適地 |
|----|------|------|------|-----|--------|-------|------|
| 大麥 | 瑞穂二號 | 六月三日 | 長 | 稍強 | 強 | 多 | 山間地帯 |
| | 會津二號 | 六月八日 | 中 | 最強 | 中 | 少 | 深雪地帯 |

(二) 整地法の改善

整地は品種に適し氣候に適し土質に適した方法によつて丁寧に行はねばならぬのであるが、人手不足の折柄また可能な程度に手を省くことも考へねばならぬわけである。
 まづ耕地は常に事情の許す限り深耕を行ひ、排水の不良な田では幅三尺五寸乃至四尺内外の高畦とし、排水の良い田では畦幅四尺乃至六尺の廣畦とし、畦の高さは四五寸とすべきである。
 特に排水の極めて可良な土地に於て播種期遅延の虞れある場合は鋤寄法、半耕法、有心四鋤鋤寄法等、土地の事情によつては簡易整地法を行ふ。

畑に於ては全面を地均し、一尺五寸乃至二尺の間隔に溝溝を切るがよい。

簡易整地法には種々の方法があるが、要は全面を耕起することなく、播種すべき部分或は其の附近を耕鋤して播種を終了し、發芽後比較的農繁期を過ぎた時期に谷溝明け等の手入れを行つて普通の畦とするものである。

▽ 半耕法

畦の中央となるべき稻の株間から鋤き始め、順次土塊を壘の中央に向つて反轉するやう稻株を残して株間のみを耕起し、壘と壘との間には稻株一列のみ露はれて其の他の稻株は土塊によつて覆はれる。

| 種別 | 品種名 | 播種日 | 生育 | 備考 |
|----|--------|------|----|----------------------|
| 秣麥 | コピンカ | 六月七日 | 中 | 積雪地を除く |
| | タギ一號 | 六月四日 | 中 | 積雪地を除く |
| 小麥 | 小麥農林四號 | 六月七日 | 短 | 平地部一般肥 |
| | 小麥農林二號 | 六月五日 | 中 | 沃地向一般 |
| | 伊賀三號 | 六月十日 | 長 | 山間深雪地の畑作 |
| | 伊賀後三號 | 六月十日 | 中 | 多積雪地帯を除く一般瘠地向平地部晚播地帯 |

從つて縣下各地域に於ける適種を考へると大要次の如くである

- 一、雪害多き地方
 瑞穂二號、會津二號、坊主大麥
 畑作は小麥農林二五號
- 二、雪害中庸地方
 伊賀筑後三號、小鱈二號
 畑作は小麥農林二五號
- 三、雪害少き地方
 コピンカタギ一號、小麥農林二五號
- 四、雪害無き地方
 コピンカタギ一號、小麥農林四號

00121

▽ 鋤寄法 溝の部分のみを鋤割つた後、畦上の土を粉碎して均らし、其の上に播溝を設けて播種する。

▽ 作溝犁の利用 犁で所定の畦幅に耕起し、作溝鋤で溝を作つて畦上に播溝を切り、播種して後覆土する。

(三) 早蒔勵行

山間地帯の播種は十月中下旬、中間部地帯は十月下旬から十一月月上旬までに行ひ、平坦部地帯は十一月月上旬を適期として、遅くとも十一月二十日までを終了する。尙播種期が遅延する場合は種子を催芽せしめて所謂芽出蒔を行ふ。

播種期は品種によつても考慮する必要があるが、大体秋蒔型の品種は早蒔に適し、晩蒔は不適當である。これに反して春蒔品種は比較的晩播しても晩播による減收程度は割合少いから、次の特性を考慮して播種すべきである。

秋蒔型 小麦農林二五號、小麦農林四號、ビール麥、會津二號
中間型 瑞穂二號、コピンカタギ一號

春蒔型 小麦農林四七號、伊賀筑後三號、小鱈二號

播種量の基準は大体反當大麥五一六升、稈麥・小麦四一五升であるが、播種期遅延の場合及び廣播の場合はそれぞれ條件を考慮して基準數量より増加する必要がある。

(四) 播種面積の擴大

麥の増産については整地播種を始め各種肥培管理に關する細心の留意はもとよりであるが、一面また同一面積に對する播種面積を増收に妨げない限り擴大することも極めて肝要である。

1、排水不良田の高畦栽培地帯

一條蒔畦(畦三尺以内)の場合は蒔幅八寸を標準とする。

二條蒔畦(畦三尺五寸乃至四尺)の場合、一條の蒔幅は六一七寸を標準とし、蒔溝間を約一寸設ける。

以上播種面積歩合は三十パーセントを標準とする。

2、排水可良田の廣蒔栽培地帯

一條蒔溝幅は七寸を標準とし、播種面積歩合は特に條件に惠まれた場合四十五パーセント位まで利用すること。即ち畦幅の廣い場合は二―三條蒔となる。

(五) 土入れの勵行

土入れは畦間の風化した土を作條中に入れるものであつて、最初の土入れは麥の根際を包んで冠根の發生を促し、更に作條中の雜草をおさえることを目的とし、麥の本葉三枚か四枚出る頃を適當とする。中期の土入れは麥が最高分蘗に達する頃に行ふのであつて、土の根際を埋めて濫りに遅れ分蘗の發生することを防ぎ、既に發生した分蘗の生育を助長すると共に、莖を擴げて適當の間隔を與へて通風と日當りをよくするのであつて、三月中下旬を適

00122

期とする。後期の土入れは倒伏防止の爲に行ふもので、麥がある程度整立つてから行ふ。

廣蒔の場合は此の土入れ作業は是非行はねばならぬ。畦幅の狭い場合は土入れの代りに土を作條の兩側に厚く寄せ、所謂土寄せ作業を行ふのである。

1、第一回土入れ並に溝上げ作業

山間地帯の生育の進んだものは、積雪前即ち十二月上中旬に行ひ、播種期の遅れたものは融雪後、即ち三月中旬に行ふ。平坦部の排水良好な地帯では三月上旬に第一回土入れ作業を行ひ、碎土を三分乃至五分割程度の厚さに振込む。但し生育の進んだものは積雪前に行ふ。高畦栽培地帯は三月下旬に一回土入れを行ふ。溝上げ作業は排水の不良な高畦地帯に十二月下旬積雪前に行ふのである。

2、第二回土入れ作業

平坦部排水良好田並に畑は三月下旬土入れを行ひ、碎土を八分乃至一寸程度の厚さに振込む。

3、倒伏防止の爲の土入れ作業

平坦部排水良好田並に畑は倒伏防止のため四月上旬に第三回土入れを行ひ、山間地帯はこの頃第二回土入れを、高畦栽培地帯は土寄せ作業を行ふ。

國健保制度擴充に

方面委員の協力

(社會課)

大東亞建設の新段階に直面して、健兵健民運動を強力に推進することは極めて重要であつて、これが爲には過般創設せられた國民健康保健組合制度の擴充は喫緊なるものがある。即ち政府は大英斷を以て本年度よりこれが普及擴充について三ヶ年計畫を樹立せられてゐるのである。

依つて本縣でも其の初年度の計畫として被保險者十二萬人、組合數五十二組合の新設完成を目標として、計畫實施中であつて、この達成は時局下極めて緊要である。就ては方面委員が過去に於て果した推進的役割の大なるものあるに鑑み、今後の普及擴充に關しても積極的に協力を要望することとなり、爾後各地の方面委員會に於て左記事項に格段の配意をすることとなつた。

- 一、方面委員會の開催に當つては必ず本問題を中心とする協議題を加へること
- 二、組合の設立に當つては方面委員は率先發企人として挺身的活動を爲すやう努めること

三、組合の設立後に於ても運営に關して方面委員は常に側面よりこれを支持し、その健全なる發達育成に努めること

◆◆貯金川柳◆◆

(振興課)

貯金は長期戦大東亞戦争完遂の兵糧であつて、一億國民擧つて勵行すべき銃後の務めである。逓信省貯金局ではこの大切な貯金勸奨の一助として「貯金川柳」を一般から懸賞募集してゐたが、過日其の當選句を發表した。今その秀逸二十句を摘録する。

○ 日本の歴史をつくる貯金をし

大東亞戦争はまさしく日本の新しい歴史をつくり、尙進んで世界の歴史に一大轉換を齎す大業である。吾々の行ふわづかづゝの貯金もその歴史を築く礎となると思へば、苦しい中の貯蓄も亦意義深いわけである。たしかに

○ 貯金して一發撃つた氣持なり

の心境である。

それに銃後の皆々が老ひも若きも赤誠こめて貯金をし、國民擁

つて戦費蓄積に努めてゐるといふことが、如何に前線將士を激勵することか

○ 妻も子も貯めてくれる銃を執り

かねて貯金してゐる人が一たび召されて郷を出づるに及んで

は

○ 貯金帳妻の名にして覺悟あり

生きて歸らぬ勇士の面影が偲ばれる。

又戦地にある勇士達も乏しい給與の中から銃後の心を汲んで國家の爲に貯金して居られると聞いては、吾々まことに相濟まぬ氣持で一ぱいである。

○ 戦へる兵も貯めてる強い國

一面また幼い子供達が日常の小使ひや學用品までも節約して貯金してゐる姿は、どれほど前線の人々に力を與へることか。

○ 彈丸となるのが嬉しい子の貯金

○ 兄さんの撃つ彈丸となる切手買ひ

○ 米英をボク等も撃てる切手買ひ

○ バリカンの痛さこらえる貯金函

下手なバリカンの下に頭をすくめて、お國の爲と頭ばる子供の心もいぢらしいではないか。

○ 武勳待つ母細々と貯めてゐる

○ みな兵に育てた母の貯金帳

年老いていと子を御國に捧げる母、數多い男の子をみなお國に徴められて淋しい銃後を守る母達が、その武勇長久を祈りつゝ、吾も劣らじと生活を引き締めて働きながら貯へるさまには、そのゆかしさに涙ぐましくさえなる。五十錢一圓と並ぶ通帳の文字も戦勝國日本の尊い姿である。

○ 貯金帳勝たねばならぬ字が並ぶ

報國貯金、感謝貯金の中にも割増金の當選は人情として待たれるものゝ一つであり、或は僅かづゝ積立てゝ、あとでまとまつた金になるのも楽しいことである。

○ 彈丸切手どの番號も當りさう

○ 當るのも彈丸切手の速さなり

○ 定額の味がわかつて又預け

○ 針箱に彈丸切手二三枚

若妻や娘たちの針箱の中にも銃後の魂は籠つてゐる。

勤め人の貯金はわづかづゝでも月々きまつてゐる折々嵩の張るのはボーナス時か、近頃戴けるやうになつた家族手當は

○ 家族手當そつくり積立貯金にし

といふわけである。新しい家庭で通帳の行數が追々殖えて來るといくら貯まつたかと計算して見るのも新生活の楽しみの一つ

○ 貯金帳妻に一算頼まれる

日々投げ込む「つもり貯金」の貯金玉も

○ 貯金玉割れる日が來た大戦果

輝かしい大本營發表の特別放送には思ひ切つて打ち割られ、貯金帳に嵩ばつた金高が月々の貯金と肩を並べて記入されることゝなるであらう。

まことに貯金こそはこの國家軍大時局に於ける國民奉公の道の一つである。苦しい生活の中から貯金する心持は、あつぱれお國の爲に一臂の働きをしたものとして、銃後國民の愉快さこの上もない。

○ 貯金した歸りに青い空を見る

◎ 週報掲載内容

○ 十一月の常會の頁

○ 戦時下に於けるガスの消費節約

○ 海軍武官、兵制度の改正

○ 大東亞戦下の國民鍊成運動

○ 思想戦讀本 (六) 思想戦と教育

00124

00123

00125

◎行旅死亡人

- 一、本籍、住所、職業、氏名不詳
- 二、性別及年齢 二十歳位ノ女
- 一、死体發見ノ場所 村君村大字下村君利根川地先ニ漂着
- 一、警察官署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年九月十日羽生警察署ヨリ引受ク

- 一、醫師檢診ノ死因 溺死死後十日位ヲ經過シ居レリ

- 一、所持金品及其ノ保管

所持金拾貳圓八錢村君村役場ニ保管ス

- 一、死体埋葬ノ日時及場所

昭和十七年九月十日當村五反田共有墓地ニ假埋

葬ス

- 一、取扱者 北埼玉郡村君村長

標記ノ件ニ關シ埼玉縣北埼玉郡村君村長ヨリ左ノ通報告有之候條
當リノ向ハ直接該村君村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一、本籍、住所、氏名、不詳
- 二、推定年齢 四十歳前後

- 三、性別 男

- 四、相貌 五尺三寸位、上顎齒牙ハ門齒開面金冠ヲ嵌ミ該

齒ヨリ左方大白齒ニ至ル六齒ハ合金冠ヲ嵌ス

- 五、着衣 黒サーツ長ズボンヲ着シ冬メリヤス白ノ袴下、

茶色革製バンドヲ着ス上半身裸体

- 六、携帶品 八型クロム變形腕時計一個

- 七、死亡別 溺死

- 八、發見日時場所

昭和十七年八月十五日珠洲郡三崎村字雲津通稱

中ノ濱海岸ニ漂着身元不明ニ付假埋葬ニ附シタ

リ

石川縣珠洲郡三崎村長取扱ニ係ル左記引取者ナキ死亡人ニ付心當
リノ向 直接同村長宛照會相成度

昭和十七年十月二十三日印刷
昭和十七年十月二十三日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所